

「就業規則等の改正について」 の提案を受ける！

提案内容

改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法が平成 29 年 1 月 1 日付で施行されることに伴い、以下のとおり就業規則等の改正を実施する。

I 介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするための制度の整備

- 1 介護休職等における対象家族（要介護者）の範囲の拡大
- 2 介護休職の休職期間の変更
- 3 介護休暇
 - (1) 取得単位の変更
 - (2) 半日単位の定義
- 4 介護を行う社員における育児・介護勤務の適用可能期間の変更
- 5 介護を行う社員の就業制限の追加

II 多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度の整備

- 1 育児休職等における子の範囲の変更
- 2 看護休暇
 - (1) 取得単位の変更
 - (2) 半日単位の定義

III エルダー社員、グリーンスタッフ及びテンポラリースタッフへの適用

- 1 I 及び II の適用
- 2 エルダー社員、グリーンスタッフ及びテンポラリースタッフにおける育児休職の対象者の変更
- 3 エルダー社員、グリーンスタッフ及びテンポラリースタッフにおける介護休職の対象者の変更

IV 実施時期

平成 29 年 1 月 1 日

V その他

- 1 上記改正内容に伴い、手続き上必要な条項について改正を行う。
- 2 上記改正内容に伴い、「労働条件に関する協約」の一部を改正する。
- 3 上記改正内容に伴い、必要な労使協定を締結する。
- 4 妊娠、出産、育児、介護に関するハラスメントについて、当該の社員等からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じる。

「提案時の主なやり取り」は「業務部速報No.32」にて！